

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」「感謝ができる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

○発達段階に応じた取組

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組に改善を努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で、いじめ防止の取組を児童生徒や保護者に伝えている。
- ・指導生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われている場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学年通信等で生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている

(3) いじめの未然防止

○いじめの起きない学校・学級づくり、「ありがとうの灯中」の実現

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。感謝の言葉が生徒間、生徒と教職員間にあふれる雰囲気や仕掛けをしていきます。「いじめは絶対に許さない」という確固たる信念の基、人権教育に力を入れ、相手を思いやる心の育成をしていきます。

- すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方について、授業公開や授業研究を行い、生徒が「できる・わかる喜び」を感じ、楽しく学べる教育に努めます。
- 生徒の主体的活動の充実
学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットや携帯電話等に関する指導
「情報モラル教室」や「灯中スマート三訓」をもとに、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。
- 支援の必要な生徒への配慮
以下の生徒を含め、特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。
 - ① 発達障害等の障害のある生徒
 - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
 - ③ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒
- SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- 情報共有体制の充実
毎週実施される主任会、生徒指導部会、学年会、相談部会において気がかりな事案があった場合は、関係する教員はもちろん職員全体に情報を伝達し共有します。
- アンケートの実施（Google Formsを活用）
定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
定期的に保護者に対して、いじめに関する情報収集を行います。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、安易に解消したと判断せず、一定期間継続観察をします。また、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の対応を講じます。

（６）いじめの解消について

○いじめの解消については、少なくとも次の２つの要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（３ヶ月を目安）を経過していること。

②被害者生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者の面談で確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとされる疑い」や、「相当の期間、学校を欠席すること（３０日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、福井市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

４ いじめ防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

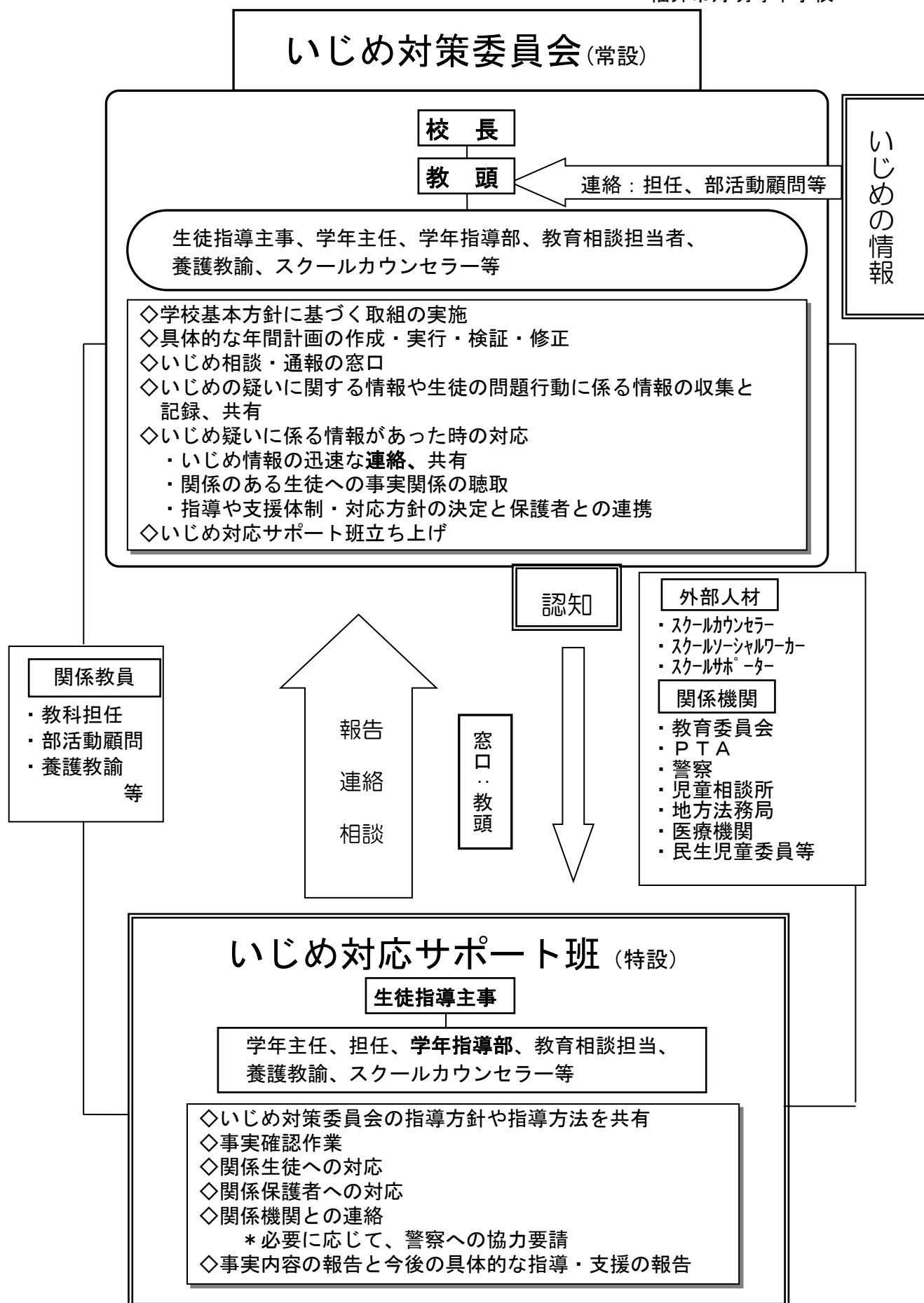
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、学年指導部、担任、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集
- ・保護者からの情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図（次ページ参照）



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

福井市灯明寺中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	いじめの自己チェック		
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	困った時のSOSの出し方について確認		
5月	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 年間を通して、全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認	インターネット通信の利用ガイド ・新入生を対象に、情報モラル、正しいコミュニケーションの指導（ネットトラブル防止の注意点など）		
		リーダー研修会 ・自主的な活動 ・リーダーの心構え		
5月	いじめ対策委員会 ・毎月のいじめ状況調査等をもとに、定期的に状況把握	アンケート調査① （取組評価アンケートを含む）		
		地域交流活動（各地域行事等参加） ・体験的な活動 ・絆づくり ・地域貢献		
5月		生徒大会 ・自主的な活動 ・絆づくり		
		学年活動 ・自主計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫	学年活動 ・自主計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫	修学旅行 ・自主計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫

6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	教育相談週間		
		・担任やスクールカウンセラーとの個人面談		
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を授業公開の形式で実施、全員が公開	1年授業公開	2年授業公開	3年授業公開
		情報モラル教室 ・情報モラル、SNS等の危険性		
		「灯中スマート三訓」の確認		
		「川柳で伝えようプロジェクト～灯中から人権侵害、いじめをなくそう～」		

〔7～9月〕

福井市灯明寺中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業事前指導	いじめの自己チェック		
		アンケート調査②（取組み評価アンケートを含む）		
	保護者会 ・情報や意見収集	色決め集会 ・縦割り活動による人間関係づくり		
	取組評価アンケート分析 ・未然防止に生かす	文化祭・体育祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画・実行・振り返り		
		ひまわり教室 ・夏休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等		

8 月	いじめ対策委員会 ・ 取組評価アンケートの分析等をもとにした1学期前半の振り返り ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認			
	いじめに関する校内研修会 ・ 1学期前半の反省 ・ 1学期後半の取組 ・ 教員の意識点検	地域交流活動（各地域行事等参加） ・ 体験的な活動 ・ 絆づくり ・ 地域貢献		
9 月	情報発信 ・ 評価アンケート結果 ・ 1学期後半の取組 ↓ 学年通信等で	文化祭・体育祭 ・ 団結力を高める ・ 絆を深める ・ 自己有用感の向上		
	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	アンケート調査③（取組評価アンケートを含む）		

〔10～12月〕

福井市灯明寺中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	いじめの自己チェック		
		校外学習 ・ 体験的な活動 ・ 絆づくり ・ リーダーの育成	職場体験学習 ・ 社会人としての適応力・コミュニケーション キャリア学習	薬物乱用防止教室

11 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 教育ウィーク ・ 出前授業 ・ 他校種との連携	生徒大会 ・ 自主的な活動 ・ 絆づくり 地域貢献活動 ・ 体験的な活動 ・ 絆づくり ・ リーダーの存在感 1 年授業公開 2 年授業公開 3 年授業公開
12 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 人権教育・人権週間 に関する校内研修会 ・ 全校公開道徳週間 ・ 人権集会のもち方 保護者会 ・ 情報や意見収集 取組評価アンケート分析 ・ 1 学期との比較	人権週間の取組 [生徒会活動による、いじめゼロをめざす取組] ・ 生徒自らの運営・呼びかけ等 ・ 全校道徳 ・ 人権集会（クラス発表） ・ 人権作文等 アンケート調査④ 生徒会活動（生徒集会） ・ 生徒自らの運営・集会 ・ 体験的な活動 ・ 絆づくり

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	いじめ対策委員会 ・ 2学期前半の振り返り ・ 2学期後半に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 情報発信 ・ 評価アンケート結果 ・ 2学期後半の取組等	いじめの自己チェック		
2月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	アンケート調査⑤（取組評価アンケートを含む） 教育相談週間 新入生交流会 ・ 新たな絆づくり ・ 異校種生との交流 福祉学習 ・ 障害や多様な生き方についての理解を深める 働く人に話を聞く会		
3月	取組評価アンケート分析 ・ 年間の比較 ・ いじめ防止の見直し いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認	お別れ会（3年生を送る会） ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 地域清掃ボランティア ・ 体験的な活動 ・ 地域の方との絆づくり 校内奉仕活動 ・ 学校に感謝して 立志式 ・ 目標を定める		